

日本オペレーションズ・リサーチ学会 九州支部
「九州地区における若手 OR 研究交流会」表彰規程

(目的)

第 1 条 本規程は日本オペレーションズ・リサーチ学会九州支部（以下、九州支部）が、「九州地区における若手 OR 研究交流会」で行う表彰に関して必要な事項を定める。

(賞)

第 2 条 九州支部が定める賞は、日本オペレーションズ・リサーチ学会九州支部「九州地区における若手 OR 研究交流会」最優秀発表賞、および優秀発表賞とする。

(賞の目的)

第 3 条 賞は、「九州地区における若手 OR 研究交流会」で優れた研究発表をした学生を讃えると共に、それを広く周知することを通して、学生による研究活動の奨励を目的とする。

(受賞資格)

第 4 条 賞を受ける者は、九州支部が行なう「九州地区における若手 OR 研究交流会」において発表をし、特に優秀と認められた学生個人とする。

(受賞の件数)

第 5 条 賞受賞者は原則として 1 回の「九州地区における若手 OR 研究交流会」において 3 名以内とする。

(受賞者の選考)

第 6 条 受賞者の選考は「九州地区における若手 OR 研究交流会」選考委員会で行う。

(選考委員会)

第 7 条 九州支部の支部長（以下、九州支部長）は、九州支部役員を含む選考委員若干名を持って選考委員会を組織する。選考委員長は九州支部長が務める。

2 選考委員は、九州支部長が九州支部会員から委嘱する。

3 選考委員会は、委員総数の過半数以上の出席をもって成立する。

4 選考委員が選考委員会に出席できない場合には、書面または口頭にて、前もって意見を述べることができる。

(受賞者の決定と報告)

第 8 条 選考委員会は、受賞者を選考し決定する。選考委員長は後日、選考理由書を作成

して、日本オペレーションズ・リサーチ学会研究普及委員会へ報告する。

(表彰)

第 9 条 九州支部長は、選考委員会の決定に基づいて、表彰を行う。

(変更)

第 10 条 本規程は、九州支部長と役員の合意により変更することができる。

2 本規程を変更した際には、速やかに日本オペレーションズ・リサーチ学会研究普及委員会へ変更点を報告するものとする。

附則

この規程は 2018 年 12 月 15 日に制定し、同日から施行する。

この規程は「九州地区における若手 OR 研究交流会」終了とともに自動的に消滅する。